

## 令和2年度の住宅使用料等の収納状況について

これまでの収納状況

平成19年の浜松市債権管理条例の制定をはじめとした全庁的な債権管理の取り組みの中で、住宅課も未納解消への取り組みをすすめ、特に平成24年度以降、連帯保証人への滞納家賃の催促の強化したことで年々収納率が向上し、令和2年度まで連続して収納率が向上している。

【資料】住宅使用料(家賃)の年度別収納率一覧表

(単位：円)

区分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
現 年 度	調定額	1,204,546,515	1,147,635,825	1,098,663,277	1,078,782,912	1,053,613,736
	収納額	1,195,397,637	1,139,435,645	1,092,125,470	1,072,007,589	1,049,762,520
	収納率	99.24%	99.29%	99.40%	99.37%	99.63%
過 年 度	調定額	99,798,694	76,010,604	55,265,850	43,701,929	36,532,048
	収納額	29,927,226	21,314,831	15,986,088	13,651,333	11,742,085
	収納率	29.99%	28.04%	28.93%	31.24%	32.14%
年 度 計	調定額	1,304,345,209	1,223,646,429	1,153,929,127	1,122,484,841	1,090,145,784
	収納額	1,225,324,863	1,160,750,476	1,108,111,558	1,085,658,922	1,061,504,605
	収納率	93.94%	94.86%	96.03%	96.72%	97.37%

過年度調定額については、収納による減の他に、不納欠損、調定変更により減額する場合がある。

【参考】連帯保証人に対する主な滞納整理の内容

- ・平成23年度後半より連帯保証人への催告書を「完納指導依頼通知書」から「連帯保証債務履行催告書」に変更した。これまでは催告指導や情報提供のみをお願いし、納付を求めることは少なかったが、連帯保証人も連帯債務者であることを意識づけ、積極的に電話や訪問催告などで折衝し、滞納分の請求や名義人への納付や自主退去の指導を促すなど、連帯保証人の責務を果たすよう強く依頼している。
- ・令和2年度より民法改正により連帯保証人の負担額に極度額が設定されたため、これまで以上に早期着手し債権の健全化を図る。

今後の滞納額縮減への取り組み

- ・令和2年度は支払督促1件、給与差押え1件を執行した。法的措置の件数は減っているが、内容証明郵便による「催告並びに通知書」を5件発送したのち自主納付により解決した。また、法的措置に限らず折衝指導により自主退去をさせるなど、きめ細かな滞納整理を今後も実施していく。
- ・これまでは入居滞納者への支払督促は行っていなかったが今後は滞納の長期化を避けるため安定的な資力が確保されている給与所得者に対しては積極的に実施していく。

- これまで実施してきた口座振替への切替えを推進するとともに、令和2年度より開始したコンビニエンスストア収納サービスによる納付の機会増加や利便性を活かし、滞納の縮減を図る。